

令和8年度

P T C A 定期総会資料
(書面開催)



令和8年4月22日(水)

馬頭小学校 P T C A

令和8年度 PTCA定期総会（書面開催）目次

1 令和7年度事業報告並びにPTCA会費決算報告

○事業報告 P. 1～

①単位PTCA活動 ②外部事業への参加 ③学年PTCA事業

○決算報告 P. 4～

①PTCA会費 ②児童活動後援会費

○監査報告 P. 6

2 令和8年度事業計画（案）並びにPTCA会費予算（案）

○事業計画案 P. 7～

①単位PTCA活動案 ②外部事業への参加案 ③学年PTCA事業

○予算案 P. 10～

①PTCA会費予算書 ②児童活動後援会費予算書

3 令和8年度PTCA組織 P. 12

4 役員改選 P. 13

(1) 令和7年度事業報告並びにPTCA会費決算報告

○事業報告

① 単位PTCA活動

月 日	事 業 名	場 所	参 加 者
4/10(木)	○入学式	体育館	1学年会員
4/23(水)	○令和7年度PTCA総会(書面開催) ○授業参観、学年・学級懇談会	各教室	会員 会員
5/31(土)	○PTCA奉仕作業	校庭他	会員・ボランティア
7/2(水)	○授業参観(2校時)	各教室	会員
9/20(土)	○PTCA奉仕作業	校庭他	ボランティア
11/1(土)	○運動会協力	校庭	本部役員
12/10(水)	○授業参観(2校時)	各教室	会員
12/11(木)	○学校保健委員会	会議室	本部役員・会員(希望)
1/21(水)	○新入学児童保護者説明会	図書館	(新)会員
2/12(木)	○本部役員会 ・総会準備 ○令和8年度本部役員候補者合同会議 ・来年度役員候補者選出	会議室	PTCA本部役員 PTCA本部役員及び 本部役員候補者
3/11(水)	○会計監査	校長室	会長・会計・監事
3/19(木)	○卒業式	体育館	6学年会員

② 外部事業への参加

月 日	事 業 名	場 所	参 加 者
5 / 2 (金)	○那珂川町PTA連絡協議会定期総会 18:00		会長、校長
6 / 6 (金)	○塩谷南那須地区人権教育指導者一般研修 13:30	那珂川町 あじさいホール	5学年PTCA ※1名参加
6 / 8 (日)	○栃木県PTA連合会総会	宇都宮市教育会館	6学年PTCA ※参加者無し
7 / 3 (木)	○塩谷南那須地区PTA指導者研修 13:30	さくら市 氏家公民館	3・4学年 PTCA ※1名参加
1 / 27 (火)	○塩谷南那須地区ふれあい学習ネットワーク 13:15	さくら市 氏家公民館	1・2学年 PTCA ※教頭参加
2 / 24 (火)	○那珂川町PTA連絡協議会役員会・会計監査 18:00	小川中学校	PTCA会長

③ 学年PTCA事業

月 日	事 業 名	場 所	参加者
9 / 17 (水)	○5年親子活動「フォトフレーム作り」	家庭科室	5学年親子
9 / 24 (水)	○6年親子活動「巾着ワッペン貼り」	理科室 家庭科室	6学年親子
10 / 1 (水)	○3年親子活動「親子社会科見学 ～スーパーマーケット見学～」	校 外	3学年親子
	○4年親子活動「親子ミニ運動会」	体育館	4学年親子
10 / 15 (水)	○1学年親子活動 「親子でクリスマスリースづくり」	図工室	1学年親子
	○2年親子活動 「親子で町探検～町の施設や商店を訪ねてみよう～」	校 外	2学年親子
12 / 10 (水)	○親子学び合い事業（親学習） 「ネット時代の歩き方」	体育館	5学年親子

令和7年度馬頭小学校PTCA会費決算書

1 収入総額	564,728 円
2 支出総額	312,608 円
3 差引残額	252,120 円

1 収入内訳 (△印:減) 単位(円)

項目	予算額	決算額	増減	摘要
会費	348,600	345,600	△ 3,000	2,100円×会員161人(P143+T18) 転出入等7名(300円×1、800円×1、 1,200円×3、1,400円×2)
繰越金	218,632	218,632	0	前年度繰越金
雑収入	15	496	481	預金利息
合計	567,247	564,728	△ 2,519	

2 支出内訳 (△印:減) 単位(円)

項目	予算額	決算額	増減	摘要	
事務費	会議費	15,000	2,887	△ 12,113	会議等お茶代
	事務費	12,000	13,384	1,384	PTCA角印代、総会資料等用紙代
	保険代	20,000	14,941	△ 5,059	安全保障制度
	交際費	20,000	21,500	1,500	香典・生花代
	小計	67,000	52,712	△ 14,288	
事業費	役員旅費	30,000	8,000	△ 22,000	研修会、役員会旅費
	学年部費	97,000	90,633	△ 6,367	親子活動費
	小計	127,000	98,633	△ 28,367	
補助金	運動会	140,000	60,420	△ 79,580	運動会各種準備
	教育振興費	100,000	26,976	△ 73,024	教育振興費
	特別支援教育費	48,000	54,567	6,567	
	小計	288,000	141,963	△ 146,037	
分担金	33,000	19,300	△ 13,700	PTA分担金、手をつなぐ親の会 分担金、連合教育会会費	
予備費	52,247	0	△ 52,247		
合計	567,247	312,608	△ 254,639		

上記のとおり決算報告いたします。なお、差引残額は次年度へ繰り越しいたします。

令和8年4月22日

馬頭小学校PTCA会長

黒鷲 英輝

馬頭小学校PTCA会計

田代 怜子

令和7年度 馬頭小学校児童活動後援会費決算書

1 収入総額	224,359 円
2 支出総額	94,736 円
3 差引残額	129,623 円

1 収入内訳 (△印：減) 単位 (円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
会 費	83,000	84,000	1,000	500円×会員168人 (P147+T21)
繰越金	140,110	140,110	0	前年度繰越金
雑収入	20	249	229	
合 計	223,130	224,359	1,229	

2 支出内訳 (△印：減) 単位 (円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
分担金	10,000	12,000	2,000	学体連分担金、陸上参加料
輸送費	17,000	0	△ 17,000	
用具費	120,000	39,550	△ 80,450	陸上スパイク代 予算残の内6万円は予算案通りユニフォーム代として繰り越し
諸 費	76,130	43,186	△ 32,944	離任式花束代、読書感想文集、理科研究集録、自学ノート表彰用鉛筆
合 計	223,130	94,736	△ 128,394	

上記のとおり決算報告いたします。なお、差引残額は次年度へ繰り越しいたします。

令和 8年 4月22日

馬頭小学校PTCA会長 黒鵜 英輝

馬頭小学校PTCA会計 田代 怜子

監 査 報 告

令和7年度PTCA会費及び児童活動後援会費について、
令和8年3月11日に監査したところ、会計簿、証拠書類、
預金通帳等正確に処理されていたことをご報告いたします。

令和 8年 4月22日

馬頭小学校PTCA監事

露久保 昭



馬頭小学校PTCA監事

益子 幸代



(2) 令和8年度事業計画(案)並びにPTCA会費予算(案)について

○事業計画案

① 単位PTCA活動

月 日	事 業 名	場 所	参 加 者
4 / 10 (金)	○入学式	体育館	1学年会員
4 / 22 (水)	○令和8年度PTCA総会(書面開催) ○授業参観、PTCA学年懇談会①	— 各教室	会 員 会 員
5 / 7 (木)	○引き渡し訓練	校庭他	会 員(保護者)
6 / 6 (土)	○PTCA奉仕作業	校庭他	ボランティア
6 / 17 (水)	○授業参観(2校時)	各教室	会 員
10 / 17 (土)	○PTCA奉仕作業	校庭他	ボランティア
10 / 31 (土)	○運動会協力	校 庭	本部役員
12 / 2 (水)	○授業参観(2校時) ○PTCA学年懇談会②	各教室	会 員
12 / 17 (木)	○学校保健委員会	会議室	本部役員・会員(希望)
1 / 20 (水)	○新入学児童保護者説明会	図書館 図工室	(新)会員
2 / 12 (金)	○本部役員会 ・総会準備 ○令和9年度本部役員候補者合同会議 ・来年度役員候補者選出	会議室	本部役員 本部役員候補者
3 / 12 (金)	○会計監査	校長室	会長・会計・監事
3 / 19 (金)	○卒業式	体育館	6学年会員

② 外部事業への参加（案）

月 日	事 業 名	場 所	参 加 者
5 / 1 (金)	○那珂川町PTA連絡協議会総会 18:00		会長、校長
6 / 4 (木)	○塩谷南那須地区人権教育指導者一般研修 13:30	那珂川町 あじさいホール	5 学年PTCA (2人)
6 / 7 (日)	○栃木県PTA連合会総会 13:00	宇都宮市教育会館	6 学年PTCA (2人)
7 / 3 (金)	○塩谷南那須地区PTA指導者研修 13:30	さくら市氏家公民館	3・4 学年 PTCA (4人)
2 / 2 (火)	○塩谷南那須地区ふれあい学習ネットワーク 13:30	さくら市氏家公民館	1・2 学年 PTCA (4人)
2 / 24 (水)	○那珂川町PTA連絡協議会役員会・会計監査 18:00	事務局校	会長、校長

③ 学年PTCA事業（案）

月 日	事 業 名	場 所	参加者
9 / 9 (水)	○6年親子活動「巾着ワッペン貼り」	理科室 家庭科室	6学年親子
9 / 16 (水)	○5年親子活動「フォトフレーム作り」 ○親子学び合い事業（親学習） 「ネット時代の歩き方」	図書室 体育館	5学年親子
11 / 11 (水)	○3年親子活動「親子社会科見学 ～スーパー見学～」	校 外	3学年親子
	○4年親子活動「親子ミニ運動会」	体育館	4学年親子
11 / 18 (水)	○1学年親子活動 「親子でクリスマスリースづくり」	図工室	1学年親子
	○2年親子活動 「親子で町内探検～町の施設や商店を訪ねてみよう～」	校 外	2学年親子

※活動内容については、令和7年度実施内容を参考に記載してあります。各学年懇談会等でご相談して決定していただきますようお願いいたします。

令和8年度馬頭小学校PTCA会費予算書(案)

1	収入総額	580,220 円
2	支出総額	580,220 円
3	差引残額	0 円

1 収入内訳 (△印:減) 単位(円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
会 費	327,600	348,600	△ 21,000	2,100円×会員156人(P136+T20)
繰越金	252,120	218,632	33,488	前年度繰越金
雑収入	500	15	485	預金利息
合 計	580,220	567,247	12,973	

2 支出内訳 (△印:減) 単位(円)

	項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
事務費	会議費	15,000	15,000	0	会議等お茶代
	事務費	12,000	12,000	0	通知、総会資料等用紙
	保険代	20,000	20,000	0	安全保障制度
	交際費	20,000	20,000	0	慶弔費
	小 計	67,000	67,000	0	
事業費	役員旅費	30,000	30,000	0	各種研修会等参加旅費
	学年部費	89,500	97,000	△ 7,500	学年PTCA活動費(1人500円)
	小 計	119,500	127,000	△ 7,500	
補助金	運動会	140,000	140,000	0	運動会各種準備
	教育振興費	100,000	100,000	0	教育振興費
	特別支援教育費	48,000	48,000	0	
	小 計	288,000	288,000	0	
	分担金	33,000	33,000	0	町・県PTA分担金、手をつなぐ親の会分担金、連合教育会会費
	予備費	72,720	52,247	20,473	
	合 計	580,220	567,247	12,973	

令和8年度 馬頭小学校児童活動後援会費予算書(案)

- 1 収入総額 207,823 円
 2 支出総額 207,823 円
 3 差引残額 0 円

1 収入内訳

単位(円)

項 目	予 算 額	摘 要
会 費	78,000	500円×会員156人(P136+T20)
繰越金	129,623	前年度繰越金
雑収入	200	預金利息
合 計	207,823	

2 支出内訳

単位(円)

項 目	予 算 額	摘 要
分担金	10,000	陸上登録・参加料 9,000 各種分担金 1,000
輸送費	17,000	運転手数料
用具費	120,000	ユニフォーム 60,000 用具代 60,000 (陸上・音楽)
諸 費	60,823	児童活動用 60,823
合 計	207,823	

(3) 令和8年度PTCA組織

[1] PTCA本部役員

学年	氏名
2	佐藤 敦子 (明依)
3	小川 浩二 (空良)
4	磯野 朋恵 (時生)
5	青山 友香 (優莉)
6	森川 智友佳 (華月)

[2] 学年委員長・副委員長

学年	学年委員長	学年副委員長
1	深澤 啓太 (蒼葉)	齋藤 翔 (和奏)
2	深澤 静香 (千夏)	向田 あけみ (紗奈)
3	石田 裕也 (そら)	粕谷 仁美 (心音)
4	大金 由貴 (唯愛)	鈴木 亮司 (陽葵)
5	齋藤 文博 (心春)	小高 恵 (綾介)
6	袖山 努 (新)	小口 成美 (陽真)

(4) 役員改選 (案)

	氏 名
会 長	青山 友香 (5年：優莉)
副会長	森川 智友佳 (6年：華月)
	磯野 朋恵 (4年：時生)
コミュニティ委員	久保 裕史 (地域コーディネーター)
書 記	平塚 崇 (教頭)
会 計	田代 怜子 (事務職員)
監 事	小川 浩二 (3年：空良)
	佐藤 敦子 (2年：明依)

馬頭小学校PTCA会則

第1条 本会は那珂川町立馬頭小学校PTCAと称する。

第2条 本会の事務所は馬頭小学校内に置く。

第3条 本会は本校在学児童の保護者、本校職員、地域住民をもって組織する。

第4条 本会の目的は次の通りとする。

- 1 学校・家庭並びに地域社会との密接な連携によって、児童の福祉を増進する。
- 2 教育に対する理解を深め、学校教育・家庭教育並びに社会教育との連携を図りながら、各教育活動が円滑に行われるように努力する。
- 3 会員相互の親睦を図るとともに、各自の教養を高め、家庭教育の水準を高める。
- 4 学校の教育的環境の整備を図る。
- 5 児童の健全育成を図る。

第5条 本会は学校並びに学年の教育活動と密接な連携を保つために、学年PTCAを組織する。この細部は別に定める。

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 3名 (うち1名はコミュニティ委員とする)

書記 1名 (学校) 会計 1名 (学校) 監事 2名

第7条 本会の役員のうち、会長・副会長2名・監事は総会において選出する。役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

副会長1名 (コミュニティ委員) 及び庶務会計を担当する学校職員(事務局)は、学校長の推薦により、会長が委嘱する。学年PTCA委員は本会役員並びに委員を兼ねることができる。

第8条 本会に顧問を置くことができる。

第9条 本会の役員を次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、一切の会務を総括し、会議の議長となる。ただし、総会の議長は別に選出する。
- 2 コミュニティ委員を除く副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれにあたる。
- 3 書記は庶務並びに記録にあたる。
- 4 会計は本会の一切の会計をつかさどる。
- 5 監事は本会の会計について監査を行う。
- 6 会長・副会長2名・書記・会計・監事は、馬頭小学校児童活動後援会会則第6条の役員、および馬頭小学校手をつなぐ親の会会則第6条の役員を兼ねる。ただし、会長による委嘱も可とする。

第10条 本会に次の役員会・委員会を設け、その構成を次のとおりとする。

- 1 本部役員会 会長・副会長・書記・会計をもって構成する。
- 2 合同役員会 本部役員・学年PTCA委員長をもって構成する
- 3 特別委員会 必要な事項が生じた場合、特に、会長の委嘱によって構成する。

第11条 本会の会議は、総会・合同役員会・本部役員会・委員会とする。

- 1 総会は毎年4月に開き、予算・決算の議決、会務の報告及び役員改選を行う。ただし、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。
- 2 合同役員会は、必要に応じて開催し、事業計画並びに執行を協議し、歳出・歳入を定め、決算を審議する。ただし、重要事項については、随時に招集し協議決定することができる。
- 3 本部役員会は、会の運営、事業の執行等について協議するために開く。また、軽易な事項については、協議決定することができる。ただし、その場合、合同役員会または総会において報告し承認を得る。
- 4 委員会は必要に応じてこれを招集し、事業計画並びに執行その他の事業につき、協議決定する。
- 5 コミュニティ会員は議決権を持たないものとする。

第 12 条 本会の経費は会費・事業益金及び寄付金による。

第 13 条 コミュニティ会員を除く本会の会員は会費を納入するものとし、会費の額は総会において決定する。なお、年度途中の入・退会による会費の納入・返金額は、月割りの計算とし、百円未満は切り捨てるものとする。

第 14 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 15 条 本会に次の帳簿を備える。

会員名簿 コミュニティ会員名簿 役員名簿 会計簿 議事録

第 16 条 本会の決議はすべて出席会員の過半数による。

第 17 条 本会則の変更は総会の議決による。

付 則

第 18 条 会長は会則の執行に関し、必要な内規を定めることができる。

第 19 条 本会則は昭和 24 年 5 月 26 日より執行する。

付 記

昭和 51 年 4 月 21 日 一部改正

昭和 56 年 4 月 23 日 一部改正

昭和 63 年 4 月 20 日 一部改正

平成 12 年 4 月 26 日 一部改正

平成 18 年 4 月 19 日 一部改正

平成 20 年 4 月 23 日 一部改正

平成 23 年 4 月 27 日 一部改正

平成 25 年 4 月 17 日 一部改正

平成 27 年 4 月 22 日 一部改正

令和 5 年 4 月 19 日 一部改正

令和 7 年 4 月 23 日 一部改正 (PTCA 会則を PTCA 会則と名称変更)

馬頭小学校第〇学年PTCA規約（案）

- 第1条 本会は馬頭小学校第〇学年PTCAと称する。
- 第2条 本会は保護者と職員をもって組織する。
- 第3条 本会は下の諸項を目的とする。
- 1 学年共通の課題を解決し、よりよき児童の育成に努める。
 - 2 PTCA活動全体に対して建設的な意見を提案し、会の発展充実に努める。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。
- 1 学級参観
 - 2 その他必要と認められる事項
- 第5条 本会は下記の役員を置く。
- 1 委員長（1名）
 - 2 副委員長（1名）
- 第6条 本会の役員はPTCA総会において選出する。
委員長 副委員長
- 第7条 本会の役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 本会の役員の任務を下記のとおりとする。
- 1 委員長は本会を代表し、会務の一切を総理し、会議の議長となる。
 - 2 副委員長は庶務にあたりるとともに委員長を補佐し、委員長に事故がある場合にはこれにあたる。
- 第9条 本会は毎年2回、学年懇談会を開き、会の事業計画及び報告並びに役員の改選を行う。ただし、必要に応じて、臨時に学年懇談会を開くことができる。緊急を要する場合には委員長をもって代行することができる。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。
- 第11条 本会の決議は、すべて出席会員の過半数による。
- 第12条 本規約の変更は、総会の決議による。
- 付 則
- 第13条 本会は、平成27年4月22日より実施する。

〈付 記〉

平成16年4月28日 一部改正	平成27年4月22日 一部改正
平成18年4月19日 一部改正	平成20年4月23日 一部改正
令和5年4月23日 一部改正	令和7年4月23日 一部改正
<u>令和8年4月22日 一部改正</u>	

選出方法については、各学年に一任する。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
委員長1人						
副委員長1人						
本部役員候補	/					

馬頭小学校児童活動後援会会則

第1条 本会は馬頭小学校児童活動後援会と称する。

第2条 本会の事務所は馬頭小学校内に置く。

第3条 本会は児童活動の援助をすることによって、児童の健全な発達を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 文化活動に関する事業
- 2 体育活動に関する事業
- 3 その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会の会員はこの趣旨に賛同する者をもって組織する。

第6条 本会に次の役員及び監事を置く。

会 長	1名	副会長	2名	コミュニティ委員	1名
監 事	2名				
書 記	1名	会 計	1名	(書記・会計は学校職員)	

第7条 本会の会長・副会長・会計・監事は総会において選出し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 本会の書記及び委員は会長が委嘱する。

第9条 第6条に定める本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、一切の仕事を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。
- 3 書記は会長の委嘱による仕事を行う。
- 4 会計は本会会費の収支をつかさどる。
- 5 監事は本会の会計及び事業執行並びに一般事務について監査する。

第10条 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

第11条 本会の会費は総会において決定する。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第13条 本会に次の帳簿を備える。

会員名簿 役員名簿 会計帳簿 記録簿

第14条 本会の決議はすべて出席会員の過半数による。

第15条 本会則の変更は総会の決議による。

第16条 本会の運営に必要な細則は役員会において別にこれを定める。

付 則 この会則は昭和54年4月28日より施行する。

付 記

平成16年4月28日	一部改正	平成27年4月22日	一部改正
令和5年4月26日	一部改正	令和7年4月23日	一部改正

馬頭小学校PTCA慶弔規定

- 1 本規定は馬頭小学校PTAに係わる慶弔事に対して、慶弔の適用事項とその内容とを定めるものである。
- 2 この規定の適用事項は、次のとおりとする。
 - (1) 慶事に関すること
会員が本会の目的とする活動によって県以上の表彰を受けた場合は、記念品を贈って祝意を表す。
 - (2) 弔事に関すること
次にあげる弔事が生じた場合は、代表が会葬し、香典を供える。
ア 会員の場合（配偶者・職員を含む） 5,000円
イ 児童の場合は、花輪を贈るとともに、本部役員による協議を行う。
 - (3) 災害に関すること
会員及び職員が特別の災害にあったとき、見舞として5,000円を贈る。
- 3 本規定にないことで、慶弔等の必要が生じた場合の措置は、本部役員の協議によるものとする。
- 4 本規定の適用に要する費用は、PTCA一般会計から支出する。
- 5 本規定の変更は、総会の決議による。
- 6 本規定の会員とは、会費を納入している保護者・職員とする。
- 7 本規定は、昭和59年5月29日より実施する。

付 記

- | | | |
|-------|---------|------|
| 平成 | 2年4月17日 | 一部改正 |
| 平成 | 9年4月23日 | 一部改正 |
| 平成13年 | 4月25日 | 一部改正 |
| 平成17年 | 4月27日 | 一部改正 |
| 平成20年 | 4月23日 | 一部改正 |
| 平成24年 | 4月25日 | 一部改正 |
| 平成25年 | 4月17日 | 一部改正 |
| 令和 | 7年4月23日 | 一部改正 |
| 令和 | 8年4月22日 | 一部改正 |